

令和2年度 新居浜市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新居浜市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水処理戸数	35,200 戸
(2) 年間総処理水量	8,930,000 m ³
1日平均処理水量	24,466 m ³
(3) 建設改良事業	3,271,120 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	4,050,833 千円
第1項 営業収益	2,845,934 千円
第2項 営業外収益	1,204,899 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,871,372 千円
第1項 営業費用	3,223,661 千円
第2項 営業外費用	606,874 千円
第3項 特別損失	37,837 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に
対して不足する額 1,432,992千円は、過年度分損益勘定留保資金95,918千円、当年度分損益
勘定留保資金1,150,532千円、減債積立金10,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額
176,542千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	4,036,050 千円
第1項 企 業 債	2,163,550 千円
第2項 出 資 金	400,000 千円
第3項 負 担 金	33,600 千円
第4項 長 期 借 入 金	389,800 千円
第5項 国 庫 補 助 金	1,049,100 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	5,469,042 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,271,120 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,158,942 千円
第3項 長 期 借 入 金 償 還 金	38,980 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ場改築事業(その2)	350,000	2	150,000
				3	200,000
				計	350,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金及び下水道使用料徴収並びに 電子計算処理業務	令和2年度から令和7年度まで	171,000

千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 2,163,550	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和2年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じて据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 300,387 千円

(他会計からの補助金)

第11条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、479,146千円である。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行